

独立監査人の監査報告書

平成 24 年 6 月 19 日

国立大学法人宮城教育大学

学長 見上 一幸 殿

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 今野利明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小池伸城
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第 39 条の規定に基づき、国立大学法人宮城教育大学の平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの第 8 期事業年度の利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

財務諸表に対する学長の責任

学長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために学長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人宮城教育大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<準用通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する意見>

当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人宮城教育大学の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第8期事業年度の利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書について監査を行った。

利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する学長の責任

学長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

準用通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<事業報告書に対する報告>

当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人宮城教育大学の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第8期事業年度の事業報告書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書(会計に関する部分に限る。)が国立大学法人宮城教育大学の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注 1) 準用通則法第 38 条第 1 項により、国立大学法人等は利益の処分又は損失の処理に関する書類を作成し、当該事業年度の終了後 3 か月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならぬが、同法第 38 条第 2 項により、財務諸表を文部科学大臣に提出するときは、財務諸表に関する会計監査人の意見を付けなければならないとされているため、会計監査人が監査の対象とするのは、同法第 44 条第 3 項に基づく文部科学大臣の承認を受ける前の「利益の処分（又は損失の処理）に関する書類（案）」である。その後、文部科学大臣が、評価委員会の意見を聴取した上で、財務大臣と協議して経営努力の認定の可否と認定額を決定するため、目的積立金への処分額を国立大学法人等の提出した利益処分（案）と異なる額として承認する場合がある。この場合、国立大学法人等は目的積立金への処分額を修正した財務諸表の再提出は行わず、また、会計監査人の監査報告書の再度の提出も要しない。
- (注 2) 連結財務諸表を作成せず、財務諸表の附属明細書に関連公益法人等に関して記載している場合には、「附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）」とする。
- (注 3) 会計監査人が交代し、後任の会計監査人が事業報告書の前事業年度以前の会計に関する部分につき報告を行わない場合には、以下とする。

【監査の対象】

「ただし、当監査法人は、第×期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第△期事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。」

【事業報告書に対する報告】

「事業報告書（第×期事業年度の会計に関する部分に限る。）」

監査を実施した事業年度が 2 期以上の場合には、

「事業報告書（第×期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）」

事業報告書の記載事項のうち会計に関する部分とは、会計監査の実施過程において検証し得る法人の会計帳簿の記録に基づく金額及びその金額を基礎としたその他の記載をいう。したがって、会計帳簿に基づかない数値及びその他の記載は含まれない。